

第 2 回 三鷹市障がい者地域自立支援協議会

地域課題の共有・協議について(発表シート) 令和 8年 8月 25日

部会長(発表者) 前期:中野 昭精 今期:宮尾 絵里子

① 発表内容

部会名	生活支援部会
テーマ	以下の第三期三鷹市障がい者(児)計画の課題から、テーマを選択してください。 ① 障がいに対する理解の拡充 ② 安心して暮らせる地域づくり 3. 障がいのある人の自己決定の尊重と相談支援機能の強化 ④ 生活支援と家族支援の充実 5. 就労を含めた社会参加の推進 6. 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供
具体的な 内容・事例	前期までの課題 【前期活動概要】 特に児童に係る課題が切迫しているということを共通認識とし ○不登校児童の支援を中心とした教育との連携を模索 ○上記を含めた「誰でも立ち寄れる居場所づくり」 をテーマに取り組んだ。その中で、自分の分野外には知らないことが多く、「タテ」の組織を「ヨコ」につなぐことが重要と見えてきた。 実施した活動 【教育との連携】 ○適応支援教室 A-room の見学 【居場所づくり】 ○全国の居場所の事例を共有 ○心のバリアフリー推進事業 映画上映会 3 回 さかなのこ こちらあみこ ゆめパのじかん ○居住支援連絡会(グループホーム関係)の創設 【情報共有】 ○官民の取り組みを知る 重層的支援整備事業、地域福祉コーディネータ、マチコエ等 ○課題認識 実態調査自由記述、移動支援事業のルール、緊急時支援等 【活動のまとめ】 ○提言書 別紙資料参照

	今期の活動について 【テーマ設定】 前期に引き続き、こどもと居場所を出発点として、課題発見と解決に取り組む。
協議会の場で行いたいこと	以下より、協議会の場で行いたいことを選択してください。 【提言書についての協議と承認をお願いします】 生活支援部会で作成した提言ですが、今日の発表を経て共有・協議の上、親会名義の提言とする承認をいただけないでしょうか？ 協議会全体としての提言になることで、より多くの場で多くの方に協議を進めていただけるようになります。また、課題の認知度向上という点においても寄与するものと思います。 もっと言うと、他部会でも同様のものができあがり、それを合わせてより充実した提言となり、それをもとに色々な方が動いて、結果として当事者の方たちがより安心安全に暮らしやすくなる… という夢を委員・事務局の皆さんと共有したいとも思ったりします。 厳しい現実にはやられて疲れてしまう今日この頃の福祉業界ですが、前向きな明るい意見を出し合い、皆で取り組んでいきましょう！ どうぞよろしくお願いいたします。 ※移動支援事業について（別紙資料参照） 地域生活支援事業の一つで、障がいのある方の社会上必要な外出や余暇活動による社会参加を支援するサービスです。 実施主体は区市町村なので、地域特性・ニーズに合わせて自治体判断での柔軟な対応が可能です。 ☐ 意見交換 ☐ 情報共有 ☐ 他事例の提供 ☐ その他()
協議の結果を受けた、今後の部会の予定	
その他	

移動支援事業について

生活支援部会 20260825発表 別紙資料①
厚生労働省資料

事業の目的

○障害児・者が円滑に外出することができるよう、障害者の移動を支援する
(障害者総合支援法第5条第26項)

・ 実施自治体数 1,685市区町村(令和6年度)

出典：厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において、全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

実施主体等

【実施主体】 市区町村 【対象者】 障害者・児

事業内容等

1 事業の目的・内容

屋外での移動が困難な障害児・者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行うことにより、地域における自立生活・社会参加を促進

2 実施形式

市区町村の判断により地域の特性や個々の利用者のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施

- | | | |
|-------|------------|-------------------------------|
| (事業例) | i 個別支援型 | 支援者がマンツーマンで移動を支援 |
| | ii グループ支援型 | 屋外でのグループワークなど同一目的地への複数人の移動を支援 |
| | iii 車両移送型 | 福祉バスの巡回と移動支援を一体的に実施 |

3 サービス提供者 サービスを提供するにふさわしい者として市町村が認めたもの

4 利用料 利用者負担をもとめるか否かを含め市町村が判断

※ 地域生活支援事業等実施要綱より抜粋

⑨ 移動支援事業

一人で外出するのが困難な障がいのある人等の余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動の支援を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年度、令和4年度は利用が低下しています。

図表 事業の実績

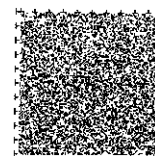
サービス名称	単位	実績／計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延利用時間 (時間／年)	実績	13,016	29,176	34,485
		計画	41,402	42,418	43,561
	実利用者数 (人／年)	実績	218	211	267
		計画	326	334	343

支給決定を受けた人が、希望通りにサービスを利用できるよう、引き続きガイドヘルパーの養成研修を開催し、従事者の確保を図ります。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	延利用時間 (時間／年)	40,788	42,108	43,428
	実利用者数 (人／年)	309	319	329

一人当たり 利用時間数/月 = 約11時間



生活支援部会 20260825 発表 別紙資料③
令和 8 年 3 月 三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査報告書

表題報告書の

「障がい者調査 移動・交通に関するご意見・ご要望等」(P.90～93)より

移動支援に関わる自由記述を以下に抜粋した。

●意見1

移動支援の更なる充実 ～以下略～

●意見2

知的と違い、発達への支援が少なく不登校への支援や生活支援が圧倒的に足りない。～中略～ 移動支援の範囲(登校支援等)の検討や居宅支援を増やしてほしい。

●意見3

～前略～ 親の高齢化に伴って移動支援のサービス充実や本人が高齢化した時の生活の場を作してほしいと思います。簡単な運動など体を動かせる場所や機会を充実させてほしいです。

●意見4

～前略～ 移動支援サービスは、昨今の異常気象で身体の弱いものはとても利用しにくい、雪、台風、猛暑日などは施設で過ごす。～後略～

●意見5

通所の時間が、学生時代より短いので、成人も終業後通える日中一時支援の場を作してほしい。移動支援サービスを利用することを市では勧められるが、居場所づくりが大切だと思います。～後略～

★所見

移動支援サービスそのものの充実を含め、余暇充実・社会参加のための居場所づくりは、学齢期・成人期・高齢期に共通して求められる地域課題である。

提 言 書

～ よりよい暮らしのために ～

第 7 期三鷹市障がい者自立支援協議会
生活支援部会
部会長 中野昭精

三鷹市自立支援協議会の中で生活支援部会は、最も多種多様の委員が参加しています。そのため、課題(テーマ)が決まっても、「障がい児と障がい者」「グループホームと入所施設」「事業所と家族」など、立場によって課題の優先順位に違いが生じることがあります。専門部会では情報の共有に多くの時間をかけています。

課題の解決に取り組むにあたり、福祉の分野を超えて、防災・教育・まちづくりなどを担当する三鷹市の部署にも理解や協力をいただくことができなければ、任期終了時まで成果を残すまで活動を進めることは困難です。次期の生活支援部会へ課題を引き継いでも、協議の中心となった人が委員を退任してしまったことでその後の検討が進められなくなったり、新規委員が参加することで新たな視点から別課題が見つかり、改めての協議が必要になることもありました。

また、全体会より各部会へ議題の検討を求められる年度の場合は、特に継続して課題を検討できずに任期が終了することもありました。

第7期三鷹市障がい者自立支援協議会生活支援部会は、令和 5 年度から令和 7 年度の期間に開催した部会において、「障害児(者)の居場所」を主題として、施設見学や情報共有の場の創設、上映会アンケート等を実施しました。

- 適応支援教室 A-Room の見学 1 回
- 新たな会議体の設置 居住支援連絡会(グループホーム運営事業者・関係者) 3 回開催
- 心のバリアフリー映画会の開催 3 回 (及びこどもの居場所についての WEB アンケート)

上記の活動を振り返り、次期の部会にどう引き継ぐことができるかも検討してまいりました。

今回は、任期の中で感じられた各々の立場における現場の悩みや、「こうなったらいいな」の思いを、協議会内だけでなくできるだけ多くの方に届くよう、提言書としてまとめてみました。

以下、部会で議論した課題に関して、各委員からの提言を別紙で添付します。

【従前からの継続課題】 ～既存制度(移動支援事業)の設計・運用に関する提言～

- 新津委員より 入所施設利用者に係る移動支援事業利用の拡充
- 加藤委員より 報酬単価の見直し等

【新たに議論した課題】 ～「誰でも使える居場所づくり」に向けての提言～

- 中野委員より ワンストップ相談窓口の創設
- 吉田委員より 親亡き後、ハイリスク世帯の存在と介入 等の課題の発見・理解

人手不足が進む社会情勢や度重なる制度改正、また日々の業務に追われ、事業者も自治体も大変な状況にありますが、一番大変なのは利用者・当事者です。目の前の課題を解決するために、官民協働の流れをいかに作っていくのかが問われています。

「だれもが暮らしやすいまち」の実現に向け、お目通し下されば幸いです。

三鷹市障がい者地域自立支援協議会 副会長
生活支援部会
社会福祉法人にじの会 新津健朗

入所施設利用者に係る移動支援事業利用に関する提言

1. 提言の趣旨

障害者支援施設に入所している利用者について、一定の要件のもとで移動支援事業(ガイドヘルパー)の利用を可能とする運用の見直しを提言いたします。

本要望は、社会参加の促進、意思決定支援の実質化、地域生活の機会確保、生活の質(QOL)の向上、ならびにサービス提供の公平性確保の観点から必要であると考えます。

2. 現状と課題

入所施設の利用者は、重度障害や強度行動障害を有する方が多く、高齢化も進行しています。外出には専門的・個別的な支援が必要となる一方、入所施設の人員配置には限界があり、外出機会は制約されている現状があります。

また、家族の高齢化により帰省が困難なケースも増加しており、帰省時に限定した現行運用では、移動支援を利用する機会そのものが得られない利用者也増えています。結果、支援ニーズではなく、家庭環境により社会参加機会が左右される状況も生じている状況があります。

3. 社会参加・意思決定支援の重要性

三鷹市では、地域生活支援拠点(面的整備)としての役割を担っている一方で、入所施設利用者の地域参加機会は十分とは言えない状況があります。障がいの有無や居住形態に関わらず、地域社会の中で生活し、自らの意思に基づき行動する機会は等しく保障されるべきです。

具体的には、買い物(自己選択)、外食・喫茶利用、地域イベント参加、余暇施設利用、公共交通機関利用といった活動は、余暇にとどまらず、意思決定支援と社会参加そのものです。

4. 公平性の課題

グループホーム利用者には移動支援(ガイドヘルパー)の利用が認められている一方で、入所施設利用者は原則として対象外とされています。

市内の入所施設およびグループホームはいずれも滞在型の生活施設であり、地域生活や社会参加を見据えた支援を行う点において本質的な差異はありません。また、日中活動についても生活支援とは切り分けられた別事業として運営されている点において共通しています。

しかしながら、同様の支援ニーズを有する利用者であっても、「居住形態」の違いによって移動支援の利用可否が分かれる現状は、支援の必要性に基づくものとは言い難く、結果としてサービス利用の機会に差が生じています。このような状況は、同一地域で生活する市民に対する支援として、合理性・整合性、さらには公平性の観点からも課題があると考えます。

5. 一部自治体の運用

東京都内では、原則を維持しつつも、目的や対象を限定した柔軟な運用が行われています。

【帰省等に限定した運用】 世田谷区、武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市：

帰省時利用を一定程度認める(但し入所報酬に関わらない日)

※世田谷区のみ 帰宅が必要と認められる場合に限り、施設～自宅間移動の外出利用可

→ いずれも「帰省」や「限定的条件」に基づく運用であり、帰省が困難な利用者には活用機会が生じにくいという課題があります。

【社会参加・生活の質の向上を目的とした運用】

●杉並区「すだちの里」の事例

- ・月5時間の移動支援利用が可能(回数制限なし)
- ・月1回以上の自宅帰省がある場合は+5時間加算
- ・地域移行予定者は、移行前6か月間は月15時間利用可能(長期休暇期間も同様)

→ 本取り組みは、単なる外出機会の確保にとどまらず、利用者が自ら選択し経験を重ねる機会を保障する「意思決定支援」の実践であり、地域社会との関わりを日常的に築く「地域生活支援」を具体化するものです。

さらに、買い物や外食、地域イベント参加等の機会を計画的に確保することにより、利用者一人ひとりの生活の幅を広げ、生活の質(QOL)の向上にも直結する支援として位置づけられています。

また、利用時間を段階的に拡充する仕組みは、障害者総合支援法の理念である「社会参加の促進」「生活の質の向上」とも整合した合理的な運用であると考えられます。このように、居住形態にかかわらず支援ニーズに応じて社会参加機会を確保する仕組みこそ、意思決定支援・地域生活支援・生活の質の向上を一体的に推進する先進的な実践であり、他自治体においても参考とすべきモデルであると考えます。

6. 実施方法の提案

- (1) 帰省に依存しない利用機会の創出
- (2) 対象外出の定義明確化(買い物・外食・地域参加等)
- (3) サービス等利用計画・個別支援計画との連動
- (4) モデルケースによる試行的導入

7. 期待される効果

- ・社会参加機会の確保
- ・意思決定支援推進
- ・地域生活実現
- ・生活の質(QOL)の向上
- ・サービスの公平性向上

8. 結び

入所施設利用者にも、社会参加や余暇、意思決定機会は普遍的に保障されるべきです。

現行の帰省前提の運用では、その機会が得られない利用者が存在しており、制度としての公平性の観点からも見直しが必要です。

他自治体の先進事例も踏まえ、三鷹市においても段階的かつ現実的な運用改善をご検討いただきたく、強く要望いたします。

以上

三鷹市障がい者地域自立支援協議会
生活支援部会
NPO 法人三鷹はなの会 加藤亮一

移動支援事業に係る報酬単価設定の見直しに係る提言

1. 現状の課題

現在の三鷹市における移動支援事業の基本報酬単価は、身体介護あり 1400 円(30 分)、身体介護なし 1050 円(30 分)の 2 本です。ここ数年の最低賃金の上昇・物価高等の社会情勢への対応が適切になされているとはいいいがたい単価です。

また、サービスを取り巻く環境としては、コロナ以降、どの事業所もヘルパー不足で予約がなかなか取れない状況が続いています。また報酬設定の都合上、短時間利用はさらに難しい対応を余儀なくされています。

2. 課題解決に向けて

上述の課題について、利用者・事業者双方に係る解決策を協議しました。

① 報酬単価の見直し

身体介護なしに関しては報酬単価が何年も変わっていません。最低賃金も上がっている中で 1 時間 2100 円という報酬単価のままであることが、厳しい事業運営の一因となっています。

② 短時間利用の促進

近隣自治体を例にあげると、武蔵野市は最初の 30 分についての単価設定が違います。身体介護あり 3400 円以降 30 分ごとに 1000 円、身体介護なし 2000 円以降 30 分ごとに 1000 円。介護ありに関してはトータル的に変わりはありませんが、最初の 30 分の算定額から事業者側も短時間の利用受け入れを前向きに対応するかと考えられます。

③ 自治体独自ルール運用による待機者解消

自治体が独自ルールを設定し、グループ単位でのサービス提供を実施しているところもあります。身体介護なしに限りグループ単位でのサービス提供を可とする、また利用者とヘルパーの割合が 2 対 1 以上など。

基本的に 1 対 1 の個別支援が理想ですが、利用者がその支援内容を承諾し、報酬単価も下げれば予約を断られる方が減るのではと思います。ちなみにこれも武蔵野市は取り組んでおり、最初の 30 分 1300 円以降 30 分ごとに 700 円です。

④ 事務手数料設定の見直し

武蔵野市との比較になりますが、利用時の事務手数料(開始時加算含む)が違います。三鷹市 500 円、武蔵野市 3000 円です。事業所にとって厳しい金額差になっています。

3. おわりに

以上の提言は、事業所が 1 人でも多くの利用希望者に対応すること、またサービスに見合った給与をヘルパーに支払うことが可能とすることにつながり、福祉業界全体の課題である人材不足解消の一助になると考えます。利用者及び事業所双方が困っている現状を何とか改善出来ないかという思いを自治体の方とも共有し、よりよい地域福祉を進めることができればと願っています。

三鷹市障がい者地域自立支援協議会
生活支援部会
三鷹市心身障害者(児)親の会 中野 弘子

誰でも使える居場所づくりに向けての提言 ～ワンストップ相談窓口の創設～

1. はじめに

第7期の専門部会では、「誰でも使える居場所」をテーマに3年間さまざまな議論を重ねてきました。そこで出てきたのは、単に箱としての居場所ではなく、障害種別や世代間のギャップ、さらには各世帯の抱えるそれぞれ違った困難さ、といった事情を超えて交流が生まれるような仕組みが求められているのではないかと考えていました。

すぐに実現できるものではないかもしれませんが、バリアフリー上映会の「ゆめパのじかん」で描かれていた川崎市子ども夢パークのような場所が、三鷹市にも作れないだろうか、その第一歩としてどういう仕組み考えられるか、をまとめ、以下に提言するものです。

2. 居場所づくりの実現に向けて

① 制度設計 ～ 多世代交流センターやコミュニティセンターの有効活用 ～

「誰でも安心出来る居場所」と「子育てのワンストップ窓口」を一つに纏めることで、子供の見守りの場でもあり、子供・子育てにおける異変の早期発見の場ともなる。

多世代交流センターやコミュニティセンターなどは足を運ぶハードルが低いと思われるので、専門の相談員が常駐していることが周知されれば相談に行きやすく、早期発見から適切な支援に繋げることが出来る。

② 体制整備 ～ ①への相談員常駐による子供の第三の居場所作り ～

○多世代交流センターやコミュニティセンターに相談員を常駐させる

- ・何時でも気軽に子供や子育ての悩みを相談出来ることで、早期発見と適切な支援へ途切れなく繋ぐ仕組みが出来る。
- ・来場した子供や親の様子を見守ることで異変を早期発見出来る。
- ・ワンストップの相談窓口となり支援に繋げることが出来る。

○子供の第三の居場所として活用する

- ・安心出来る場となることで、孤独感や孤立を防ぐ。
- ・SOSの気付きの場となる。

○動線の配慮

・子供の第三の居場所とするための配慮例

日中には地域の乳幼児とその保護者や高齢者が利用している為、不登校児童が利用しにくい。地域の大人と顔を合わせずに利用する部屋に行けるよう動線に配慮することで利用しやすくなる。

・車いす利用者の為の配慮例(車いす対応すれば他の利用者也利用しやすくなる)

段差の解消、緩やかなスロープ、広い廊下、広い出入口エレベーター、大きなおむつ替え用ベッドのあるトイレ。

・視聴覚障害の為の配慮。

③ 文化醸成 ～ 総合診療科のような相談窓口を創設 ～

不登校や障害・ヤングケアラーなどの分野や、子供や保護者という立場にかかわらず、取り敢えず話を聞く窓口を創設する。窓口から適切な支援機関へ繋げるために他分野との連携強化(重層的支援体制)、相談者がたらい回し等に悩まされないように確実に窓口へ橋渡しされたことが確認されるまで手を離さない「ワンストップ」の体制を作る。

三鷹市障がい者地域自立支援協議会
生活支援部会
一般社団法人発達障がいファミリーサポート Marble 吉田純子

生活支援部会 提言書作成にあたって

1. はじめに

私は発達障害児の親に対する支援団体からの参加と言う立場でしたが、個々の家庭が抱える課題は多岐にわたります。障害特性の程度や特徴もさまざま、IQで表される知的な能力も重度の障害から平均を超える方まで幅広くいらっしゃいます。知的障害のある方に対する支援は従来の障害者支援として想像しやすいと思います。一方で知的障害がないにもかかわらず日常生活に困難を抱える方は従来の障害者の枠にはまらないため、どのような支援が必要とされるのかわかりづらい場合が多くあります。発達障害者支援法は知的障害がないため支援を受けられない方々のために制定されたと言う背景から、日本における発達障害は知的障害を伴わないものと定義される場合が多いようです。したがって、私は知的障害のない発達障害児の支援を念頭に置いて参加していました。

発達障害児には主に社会性・コミュニケーションの課題が見られるため、集団生活を開始したタイミングで障害に気づく場合も多いです。特に通常学級に在籍する場合は、いわゆる普通の子と同じように振る舞うことを要請されるため、お子さんにとっても親にとっても辛い状況になることがあります。相談を受けていて深刻だなと感じたのは、このような通常学級でうまくいっていないケースでした。そこでそういった子どもたちが毎日通える学級の設置が急務だと思っていましたので、この度、情緒障害の支援学級がスタートしたことは非常にありがたく大きな進歩だと思っています。

しかしそれ以外にも課題はもちろんあります。制度設計や体制整備について論ずるには私の知識は十分でないため、提言のテンプレートに則って作成が難しいことをご承知おきください。

2. より良い暮らしのために（見えてきた課題）

○親なき後の住まいの課題

調布市ではグループホームの体験入所を民間と市が連携して利用の機会を広げています。

三鷹市でも支援者の方々が整備に向けて動いてくださっているようですが、十分とはいえません。利用できる人数や費用の面で公的な支援を要望する声があることをお伝えします。

○障害や属性を超えた「居場所」の必要性

従来の障害者支援の枠組みの外に置かれる方々、すなわち発達障害や神経症圏の精神疾患、境界知能の方に対する支援は十分ではありません。かつ支援のあり方も難しい傾向にあります。コミュニケーションの課題があるため、人間関係の構築に困難さがある場合が多いのです。発達障害の特性を持つお子さんでは、学校でうまくいっていたのにクラス替えで一気に崩れてしまった…という話をよく聞きます。複数の他者がいる環境ではトラブルが起きやすく、その場をうまく取りなす人の存在が重要になると思います。

瀧澤委員が当事者の方々とお話をする機会を度々設けていると聞きました。おそらく他の支援者の皆さんもことあるごとに、いろんな困りごとに耳を傾けていらっしゃると思います。そのような場所がまさに「居場所」だと思っています。親会で当事者の方から、市に対するネガティブな意見が出たのも「話を聞いてもらえていない」という不満の表れと感じました。もちろん計画の策定、計画をどこまで実現できたかの検証などの「枠組み」的なことも大事です。一方でその人一人ひとりが、障害というままならないことを抱えて、どう生きていくのか？健常者と同じにはなくても、少しでもより良い暮らしを続けるにはどうしたらいいのか？最後は人との関わりになるとしています。自立支援協議会に来ている支援者の方々は意識の高い方ばかりと感じていますが、私が経験した放課後等デイサービスなどでは、「障害者の自立」を拡大解釈し、不

要な叱責をするような支援者もありました。支援者の皆さんは多岐にわたる業務の中、ゆっくり話を聞く時間を作るのも大変だと思います。優秀な人材の確保は急務であり、そのために皆さんのおっしゃる処遇改善が望まれるところと感じます。

○ハイリスク家庭への介入

現状の障害者支援だけでも課題は尽きないのに、資源につながない方々を掘り起こすのは難しいのかと感じています。現状がどうなっているのかも分かりません。民生委員の皆さんがその一端を担っているのかとも思いますが、支援を拒否する家庭にどこまで介入できるのかも難しい問題です。支援する側に危険が及ぶ可能性も想定されます。市が本腰を入れる必要があるのではと思っています。

発達障害、境界知能、精神疾患などの内的な要素と、不適切な養育や貧困などの環境は密接な関係があり、早期の介入が望まれます。既存の育児相談は子どもの健康相談やしつけなど具体的なアドバイスが主であり、かつ親が自発的に動かなければ支援には届きません。本当に困っている人は何を相談したらよいのかわからないこともあり、親自身の問題を話すことを躊躇う方々も多くいます。相談へのハードルを下げて、長期的に支援者と相談者の信頼関係を構築することが必要だと思います。しかし心を開いて話してくれる親は少ないとの現場の声があります。どんな小さなことでも話してもらえよう、SNS の活用や支援者の傾聴スキルを高めるなど、相談の間口を広げる工夫が必要といえます。

3. さいごに

話題になっている漫画「みいちゃんと山田さん」を読みました。耳目を集めるために話を盛っていると感じる人もいるようですが、私は実際にありうる話だと感じました。「知らない」ということがどんなに悲しい結果を招くかと考えさせられる内容です。

本提言書の作成に係る協議に参加していただいた第 7 期の委員一覧

所属	氏名	備考
杏林大学保健学部健康福祉学科	片桐 朝美	会長
社会福祉法人にじの会	新津 健朗	副会長
社会福祉法人おおぞら会	中野 昭精	部会長
三鷹市民生・児童委員協議会	上野 たか子	
特定非営利活動法人三鷹はなの会	加藤 亮一	
特定非営利活動法人みたか街かど自立センター	瀧澤 勤	
株式会社 K a i e n ティーンズ三鷹	豊田 未知	
三鷹市心身障害者（児）親の会	中野 弘子	
一般社団法人発達障がいファミリーサポート Marble	吉田 純子	